

ワーク・ライフ・バランス ～仕事と生活の調和～

仕事と生活を両立しやすい職場環境づくりを進めています。また、子育てや介護などのライフイベント等に応じた働き方ができるよう、休暇等の制度を設けています。

早出遅出勤務

育児又は介護を行う職員
早出勤務 7:30～16:15、遅出勤務 9:00～17:45 など
すべての職員
早出勤務 7:00～15:45、遅出勤務 9:00～17:45 など
※新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、期間を限定せず実施中

在宅勤務

自宅等においてテレワークその他の方法により勤務が可能

資料の作成など、静かな環境で集中したいときに活用しています。

通勤時間を省略でき、その分ほかの時間に使えるので便利です。



結婚休暇

5日（土日を除く）



婚姻届の提出や名義変更手続き、新婚旅行で使用しました。夫婦で有意義な時間を過ごすことができました。

出生サポート休暇

不妊治療による通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に5日*（1日又は1時間単位で取得可能）
※この通院が体外受精又は顕微授精によるものである場合は10日

産前産後休暇

産前8週間、産後8週間（多胎妊娠の場合は14週間）

配偶者の出産休暇

妻の出産のための入院等の日から、出産後2週間の間で3日

育児休暇

子が2歳に達するまでに1日2回（2回取得の場合、1歳6月まで各45分以内、2歳まで各30分以内）

2人目の子どもが生まれた際に育児休暇を活用し、1人目の子どもの幼稚園への送迎や家事ができたことで、妻への負担を減らすことができました。



男性職員の育児参加休暇

妻の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から、当該出産日後8週間の間で5日

育児休業

子が3歳に達するまで

男性職員の育児休業取得率
令和3年度 **70.4%**
(令和2年度 61.2%)

育児短時間勤務

子が小学校就学の始期に達するまで、次のいずれかの勤務形態により勤務することが可能
① 3時間55分勤務を週5日
② 4時間55分勤務を週5日
③ 7時間45分勤務を週3日
④ 7時間45分勤務を週2日と3時間55分勤務を週1日

部分休業

子が小学校就学の始期に達するまで、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間

看護休暇

2親等内の親族の看護の必要がある場合、1年に5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）

子どもが小さいうちはよく病気になるので、看護休暇を活用することで、病院に連れて行ったり、看病することができています。



介護時間

配偶者、父母、子などの介護をする場合、勤務時間の始め又は終わりにおいて1日2時間（連続する3年の期間内）

介護休暇

配偶者、父母、子などの介護をする場合、6月（3回まで分割可能）